

議員提出議案第二号

青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(可決)

青森市特別職の職員の給与に関する条例(平成十七年青森市条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

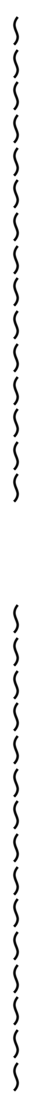
(議員報酬等に関する特例措置)

- 6 平成二十五年四月一日から平成二十六年十一月二十五日までの間における議会議員の議員報酬及び期末手当に関する別表二の規定の適用については、同表中「七一八、〇〇〇円」とあるのは「六四六、二〇〇円」と、「六五八、〇〇〇円」とあるのは「五九二、二〇〇円」と、「六三三、〇〇〇円」とあるのは「五六九、七〇〇円」とする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。



提案理由

議会議員の議員報酬の額を改定するため、提案するものである。